

令和7年度 指定管理者の評価について

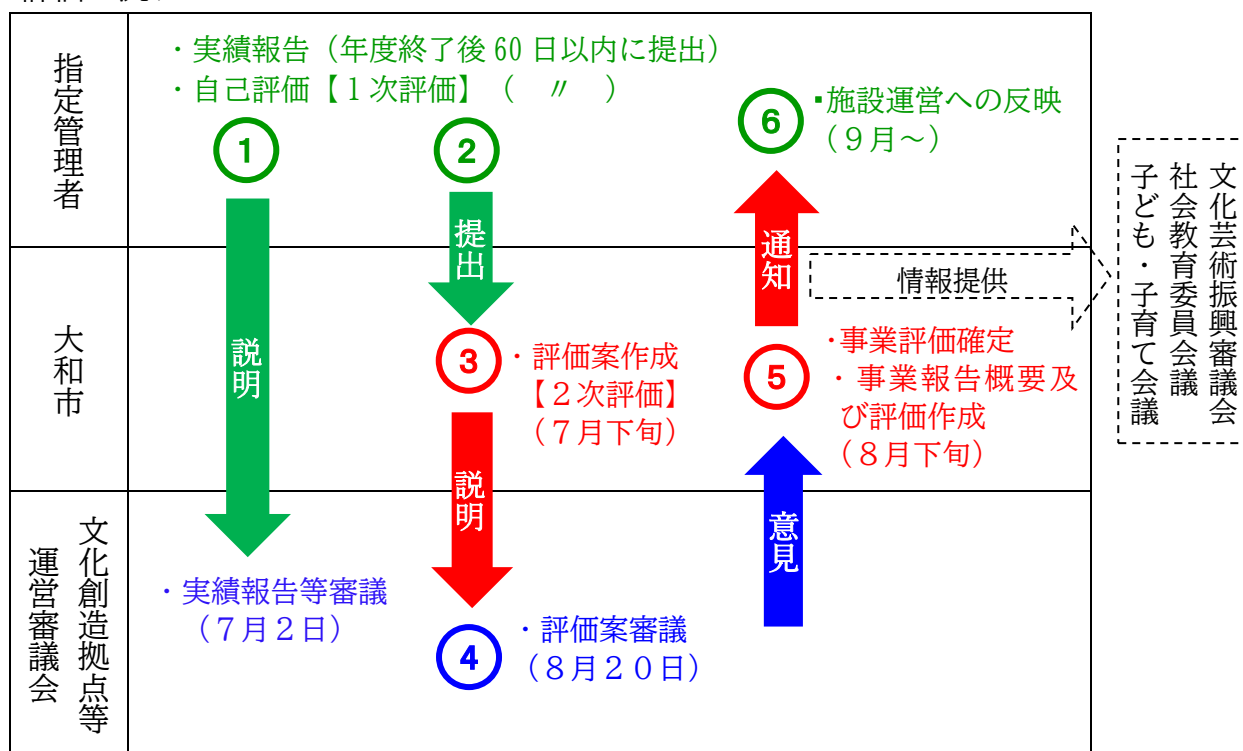
1 基本的な考え方

指定管理者の評価は、指定管理者が文化創造拠点等《文化創造拠点（シリウス）、中央林間図書館、渋谷図書館、市民交流拠点ポラリスなどの各地区学習センター》において、市民ニーズを捉えた質の高いサービスを提供し、また、施設を安定的かつ効率的に運営していることを確認するために実施するものです。

評価は、施設の設置者である大和市が行いますが、文化創造拠点等運営審議会から意見を聴取することで、客観性や透明性、公正性の向上を図ります。

評価は、指定管理者選定時の評価基準に準拠した区分で行います。これにより、選定時の企画提案内容と実際の運営との比較が可能となります。

2 評価の流れ



(1) 指定管理者による自己評価【1次評価】（表中①、②）

- ・指定管理者は、事業計画で自ら定めた各施設の利用者数、稼働率、イベント回数、研修回数、接遇満足度などの目標値（パフォーマンス指標）の進捗結果、日常点検や利用者意見の聴取（アンケート）等を随時実施し、それらを元にセルフモニタリングを行います。

- ・指定管理者は、セルフモニタリングの結果を踏まえ、年度終了後、自己評価書（評価シート）を作成し、市に提出します。
- ・市は、指定管理者に対し、提出された事業報告書や自己評価書の説明を求めることができます。

（２）市による評価案作成【２次評価】（表中③）

- ・市は、指定管理者から提出された月報や実地調査（普段の運営の様子や書類の確認）によって、業務水準を随時確認します。（＝モニタリング）
- ・年度終了後、モニタリングの結果や指定管理者から提出された事業報告書や利用者アンケート、自己評価書（評価シート１次評価部分）等を基に、評価案（評価シート２次評価部分と評価の視点部分）を作成します。

（３）審議会での審議（表中④）

- ・文化創造拠点等運営審議会は、指定管理者の事業報告書等や、指定管理者との意見交換の結果を基に、市が作成した２次評価案に対して意見を述べます。

（４）評価の確定（表中⑤）

- ・市は、審議会の意見を反映させた上で評価を確定し、指定管理者に結果を通知するとともに、「指定管理者事業報告概要及び評価」を作成します。
- ・「指定管理者事業報告概要及び評価」は、関連する附属機関への情報提供、ホームページ等での公表を行います。

（５）施設運営への反映（表中⑥）

- ・指定管理者は、評価結果を踏まえ、より良い施設運営に努めます。

３ 評価書（評価シート）の構成と作成の流れ

（１）指定管理者の自己評価【１次評価】

- ・各施設の館長（芸術文化ホール館長、大和市立図書館長、中央林間図書館長、渋谷図書館長、大和市生涯学習センター館長、各地区学習センター館長、屋内こども広場館長、防災センター所長）が、それぞれ担当する部分の自己評価案を作成します。
- ・統括責任者が、全体調整を行い、自己評価（１次評価）として確定します。

(2) 市の評価（評価案作成、評価確定）【2次評価】

- ・所管課（文化振興課：芸術文化ホール、図書・学び交流課：図書館、生涯学習センター、各地区学習センター、ほいく課：屋内こども広場）が、それぞれ担当する部分の評価案（2次評価）を作成します。
- ・図書・学び交流課が、全体調整を行った後、審議会の意見聴取を行います。
- ・審議会の結果を踏まえ修正を行い、「指定管理者事業報告概要及び評価」を作成し、市の評価として確定します。

(3) 審議会の評価案審議

- ・審議会で2次評価案を審議します。
- ・事務局にて意見の要旨をまとめ、それぞれ該当する箇所に反映します。